

第1回徳島県行政不服審査会 会 議 次 第

日時：平成28年5月16日（月）午後4時から
場所：徳島県庁2階 204会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 会長の互選について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 行政不服審査制度の概要について

(4) 徳島県行政不服審査会運営要領について

(5) その他

5 閉 会

【資料】

- 資料1 …… 徳島県行政不服審査会委員名簿
- 資料2 …… 徳島県行政不服審査会設置条例
- 資料3 …… 行政不服審査制度の概要について
- 資料4 …… 徳島県行政不服審査会運営要領（案）

徳島県行政不服審査会委員名簿

(氏名は五十音順、敬称省略)

氏名	現職
青野 透	徳島文理大学総合政策学部教授
上原 克之	徳島大学大学院准教授
喜多 三佳	四国大学経営情報学部教授
鈴木 亜佐美	弁護士
益田 歩美	弁護士

○ 任期

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (3 年間)

徳島県行政不服審査会設置条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関として、徳島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

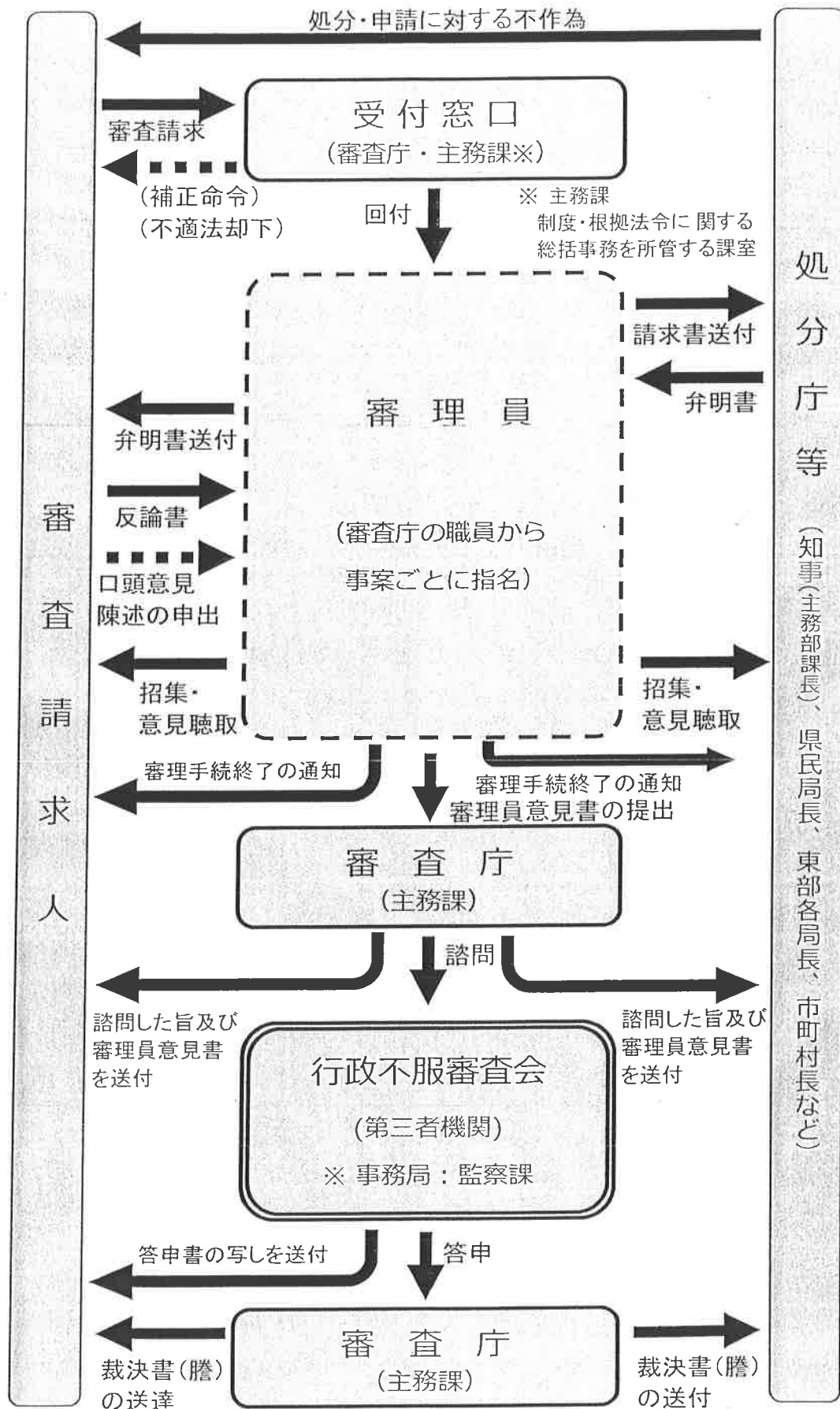
(罰則)

第7条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

審査請求の処理（基本的な流れ）



行政不服審査法関連 3 法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

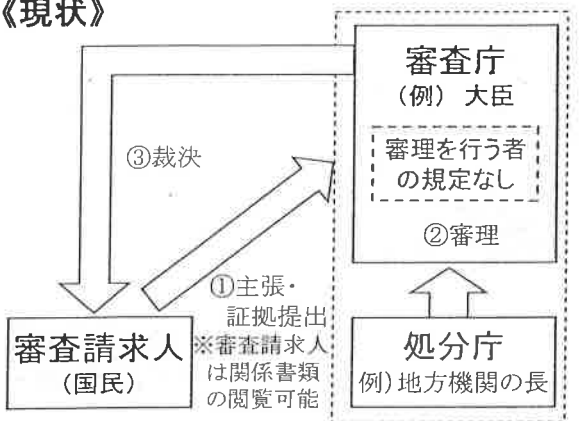
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

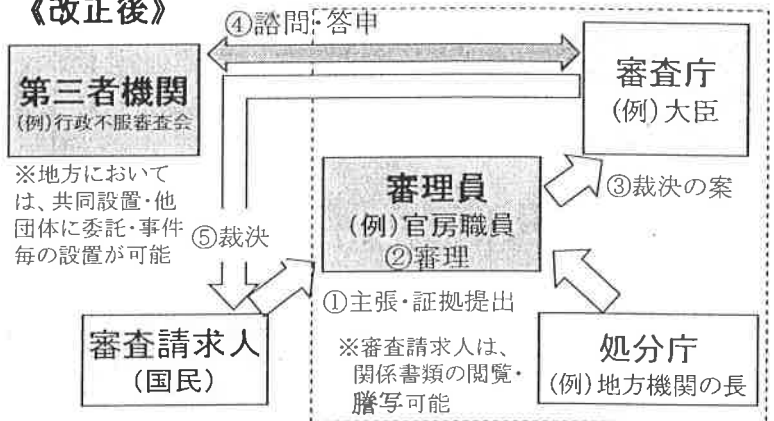
○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など



くらしの中に

総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

行政不服審査法関連三法について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)

行政手続法の一部を改正する法律(平成25年法律第70号)

平成26年6月

総務省行政管理局

行政不服審査制度とは

- 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
- ※ 国と地方公共団体に共通に適用 / 税、社会保険、生活保護など、原則、全ての行政分野が対象
- 簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済

【平成23年度の不服申立件数】

国(約3万件) 認容率: 10.6%	約9割で一年以内に処理
地方公共団体(約1.8万件) 認容率: 2.8%	約4割で一年以内に処理

約4万8千件

約2千件

平均審理期間13.9月

【平成24年の裁判受付件数】
(行政事件訴訟第一審)

第1条(目的)※

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立ての機会を聞くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

※現行行審法 第1条

法改正の経緯等

○昭和37年の行政不服審査法制定以来、50年以上、実質的な法改正がなく、行政手続法の制定(平成5年;聴聞手続など事前手続の整備)や、行政事件訴訟法の改正(平成16年;出訴期間延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手続の充実)など関係法制度の整備・拡充を踏まえ、

- ①公正性の向上、
 - ②使いやすさの向上、
 - ③国民の救済手段の充実・拡大、
- の観点から、時代に即した見直しを実施

《経緯》

- 平成20年 4月: 関連法案を国会提出(福田内閣) → 平成21年夏の衆議院解散により廃案
- 23年12月: 見直し案を取りまとめ(野田内閣) (法案提出には至らず)
- 25年 3月: 士業団体、知事会等からヒアリング
- 5月: パブリックコメント(「行政不服審査制度の見直しについて(案)」に関する意見募集)
- 6月: 総務省として「行政不服審査制度の見直し方針」を決定
- 26年 3月: 行政不服審査法関連3法案を国会提出
- 6月: 行政不服審査法関連3法案が成立・公布 ※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

主な見直し内容

1. 公正性の向上～点検の強化(審理の見える化)～

○ 不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁(大臣等)が裁決を行う手続

[見直し内容]

(1) 審理において、職員のうち処分に関与しない者(審理員)が、両者の主張を公正に審理(第9条)

・ 現在、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがありうる。

(2) 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検(第43条)

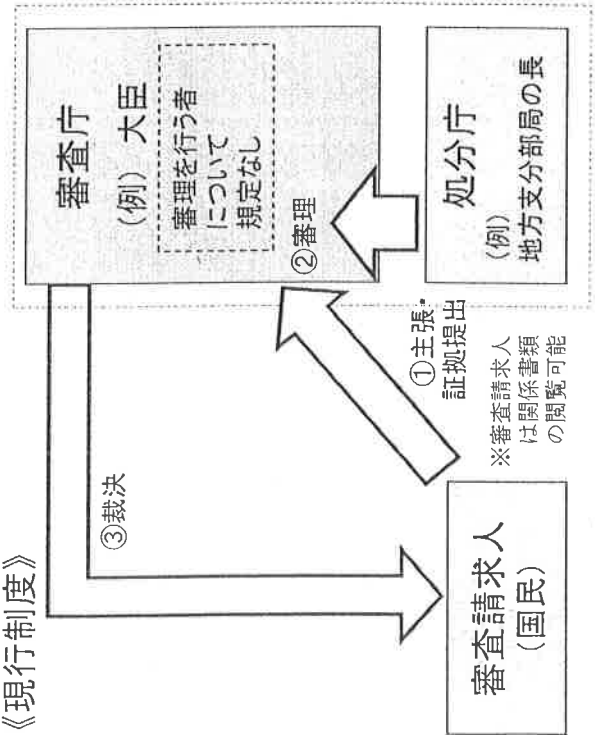
・ 第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上

・ 審査請求人が希望しない場合、第三者機関が不要と認めた場合等には諮問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮

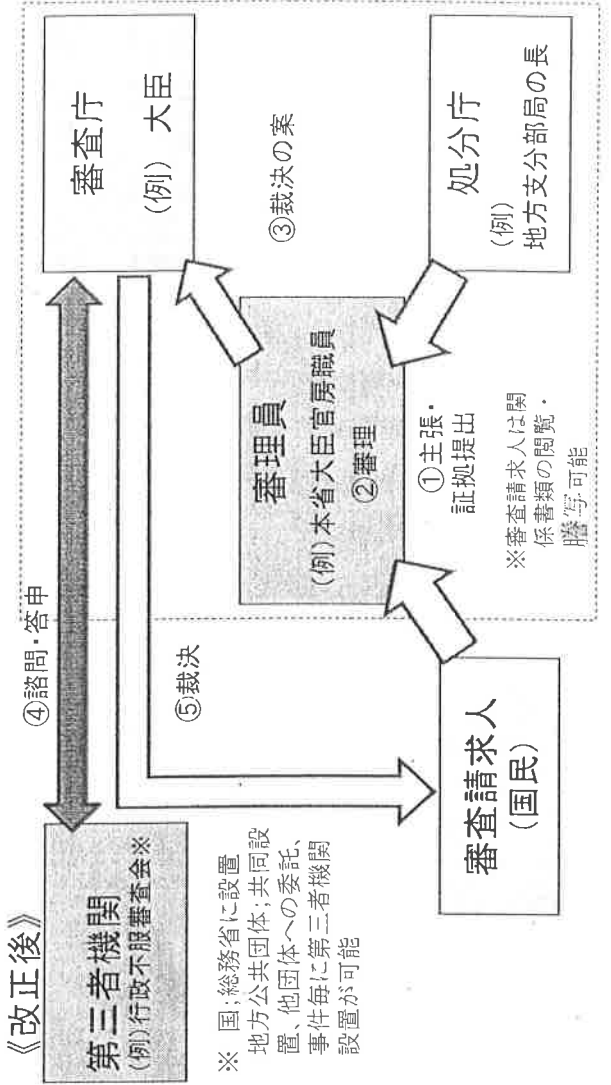
(3) 審理手続における審査請求人の権利を拡充

・ 証拠書類等の閲覧・謄写(第38条)、口頭意見陳述における処分庁への質問(第31条第5項)など。

《現行制度》



《改正後》



2. 使いやすさの向上～国民の利便性～

(1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長(第18条)

(2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化

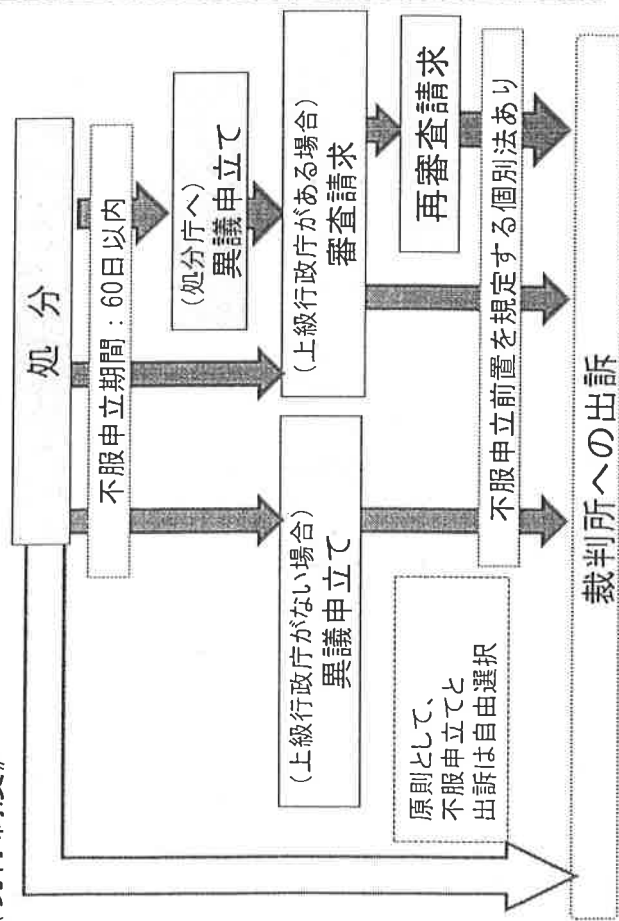
- ・ 現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化(第2条)することで、こうした問題が解消
- ・ 不服申立てが大量にあるもの(国税、関税など)について、例外的に、「再調査の請求*」手続を設ける。申立人は、再調査の請求をすることなく、審査請求をすることができるものとする。(第5条)
- ・ 審査請求を経た後の救済手続として意義がある場合(社会保険、労働保険など)には、例外的に、再審査請求ができることとする。(第6条)

* 処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査することによって処分の見直しを行う手続

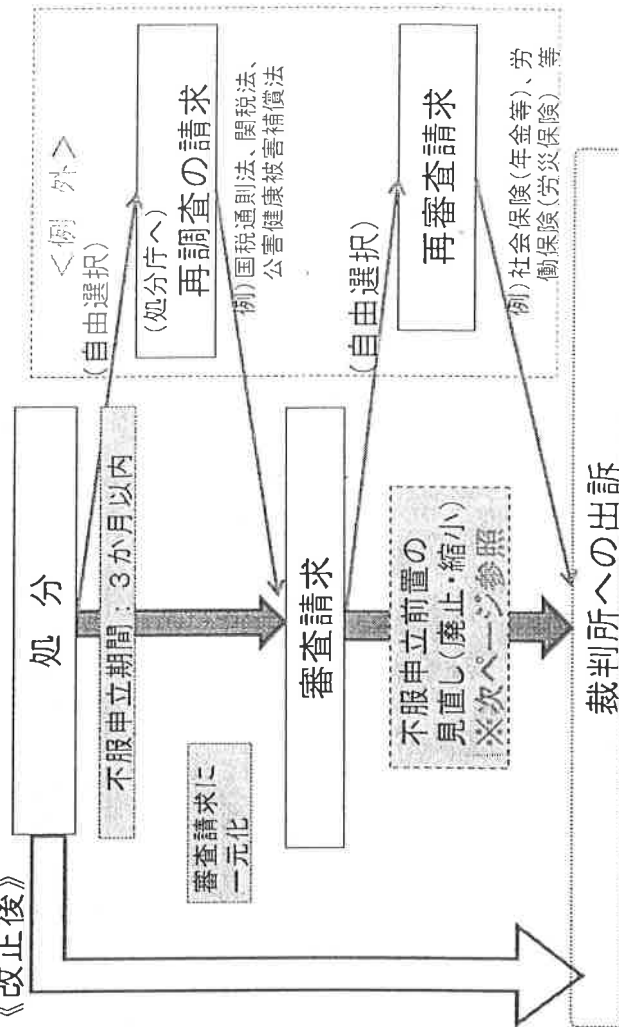
(3) 標準審理期間の設定(第16条)、争点・証拠の事前整理手続の導入(第37条)などにより、迅速な審理を確保

(4) 不服申立前置の見直し(次ページ参照)

《現行制度》



《改正後》

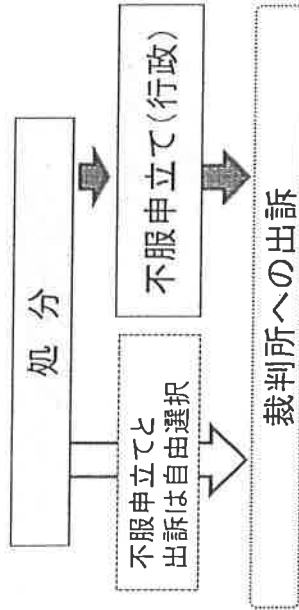


不服申立前置の見直し

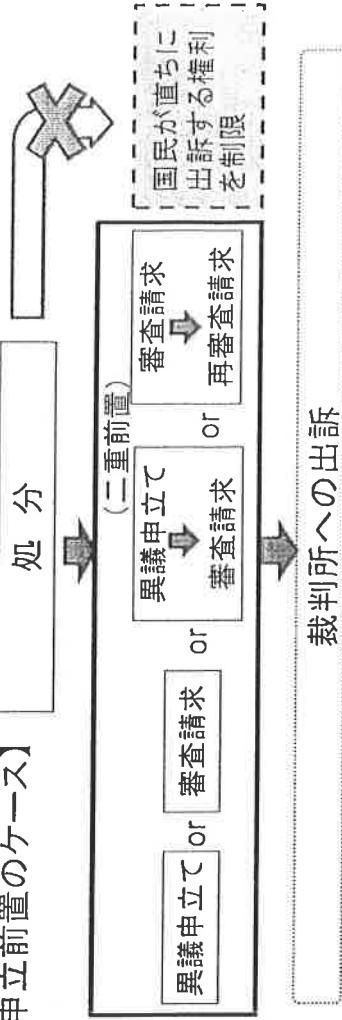
《不服申立前置》

○ 行政の処分不服がある場合に、不服申立てをすれば、直ちに訴訟するか、直ちに訴訟するかは、国民が選択できることが原則。ただし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟ができない旨（不服申立前置）を定める個別法が96ある。

【通常のケース】(行政事件訴訟法の原則)



【不服申立前置のケース】



不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直し

《見直し結果》

68法律で 廃止・縮小	全部廃止(自由選択): 47法律	全廃:5法律
二重前置は 全て解消	一部廃止 一部存置: 21法律	二重前置(21法律) 一重化:16法律
全体で 96法律	全部存置:28法律	

子ども子育て支援法、農地法、児童扶養手当法、建築基準法など

労働保険徴収法、住民基本台帳法 など

再審査請求の前置を廃止: 国民年金法、労災保険法 など

異議申立てに代えて再調査の請求(自由選択)を導入
: 国税通則法、公害健康被害補償法など

特許法(方式審査は廃止、実体審査(審判)は存置)

自衛隊法(訓練海域漁業補償は廃止/隊員懲戒処分は存置) など

電波法、生活保護法、国家公務員法 など

○ 不服申立前置を存置する場合。

- ① 不服申立ての手続に一審代替性(高裁に提訴)があり、国民の手続負担の軽減が図られている場合(電波法、特許法 など)
- ② 大量の不服申立てがあり、直ちに訴訟されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合(国税通則法、国民年金法、労働者災害補償保険法 など)
- ③ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等(公害健康被害補償法、国家公務員法 など)

3. 国民の救済手段の充実・拡大～行政手続法の改正～

○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付けた。

[見直し内容]

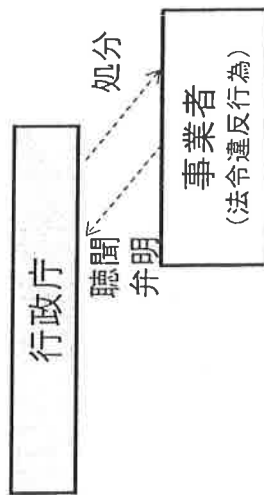
(1) (法令違反の事実を発見すれば) 是正のための処分等を求めることができる。(第36条の3)

- ・ 国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの
- (2) (法律の要件に適合しない) 行政指導を受けたと思う場合に 中止等を求めることができる。(第36条の2)

- ・ 法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

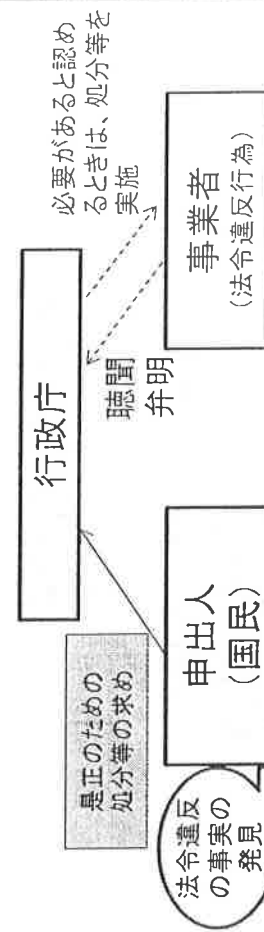
《現行制度》

(1) 一定の処分を求める申出

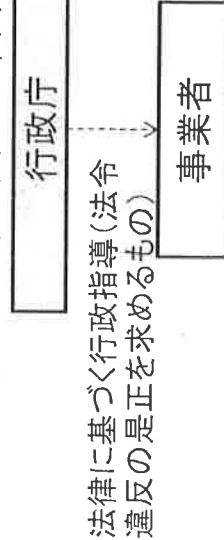


《改正後》

(1) 一定の処分を求める申出



(2) 行政指導に対する是正の申出



法律に基づく行政指導(法令違反の是正を求めるもの)



徳島県行政不服審査会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び徳島県行政不服審査会設置条例（平成27年徳島県条例第63号）に定めるもののほか、徳島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議の準備）

第2条 審査会は、審査庁から諮問があった場合は、次の手続をとるものとする。

- (1) 諮問書の記載事項に誤り又は漏れがないか、必要な書類が添付されているかを確認し、不備がある場合は、審査庁に補正等を求める。
- (2) 諮問書及び添付書類の内容を踏まえて、事件名を付す。
- (3) 法第81条第3項において準用する法（以下「準用法」という。）第76条の規定による主張書面等の提出について、相当の期間を定めて審査関係人（審査請求人、参加人又は審査庁をいう。以下同じ。）に通知する。

（会議等）

第3条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 2 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。この場合において、審査会は、審査関係人に通知しなければならない。
- 3 審査会は、調査審議の手続を公開しない。
- 4 前項の規定により調査審議の手続を非公開とする場合を除き、会議はこれを公開する。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（調査等）

第4条 審査会は、準用法第74条の規定により審査関係人に主張書面又は資料の提出を求めるときは、審査関係人に対し、相当の期間を定めて、書面により依頼するものとする。

- 2 審査会は、準用法第74条の規定により適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるときは、その日時、場所その他必要な事項について、書面により依頼するものとする。

（意見の陳述）

第5条 審査会は、準用法第75条第1項の規定により審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えるときはその日時及び場所を、同項ただし書の規定により当該機会を与える必要がないと認めたときはその旨及びその理由を、申立人に対し、書面により通知するものとする。

(提出資料の閲覧等)

第6条 審査会は、準用法第78条第1項の規定により提出資料の閲覧等を認めたときは、その方法等について、申立人に対し、書面により通知するものとする。

2 審査会は、準用法第78条第1項後段の規定により提出資料の閲覧等を拒むときは、その旨及びその理由を、申立人に対し、書面により通知するものとする。

(答申の修正)

第7条 答申の決定後、答申をするまでの間に、誤記その他表現上の明白な誤りが判明した場合に限り、会長が職権により修正することができる。答申をした後において、当該誤りが判明した場合においても、同様とする。

(答申の公表)

第8条 準用法第79条の規定による答申の公表は、答申の概要を総務省「行政不服審査裁決・答申検索データベース」に掲載する方法により行うものとする。

(会議録の作成)

第9条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した事件の名称
- (4) 議事の要旨
- (5) その他必要な事項

2 会議録は、当該会議に出席した委員全員の確認を得て、会長がこれを確定する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、監察局監察課において行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。

行政不服審査法（抜粋）

第2款 審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第74条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第75条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第76条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第77条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第74条の規定による調査をさせ、又は第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第

三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第79条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第3款 雑則

(政令への委任)

第80条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第2節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。
- 3 前節第2款の規定は、前2項の機関について準用する。この場合において、第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。